

**ヒト胚研究に関する審査専門委員会 及び
ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会
の改変について（案）**

改変の趣旨

今般、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の策定が行われ、平成 31 年 4 月からの施行が見込まれるところ。ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる基礎的研究について、同指針に基づき、国は確認を行うこととなり、厚生科学審議会の意見をきくこととなる。

また、上記指針および既存の「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」に関しては相互の整合性等を検討し、見直し等を引き続き議論していく必要がある。

現在、ヒト受精胚研究に関しては、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト胚研究に関する審査専門委員会」及び「ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」の二つが設置されているが、上記に対応するため平成 31 年 4 月 1 日より組織体制を改変する。

改変の概要（別紙参照）

1. 「ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」を「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会（仮称）」へと変更し、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討（追加）
 - (2) 「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直しに関する検討（「指針の策定について」を変更）
 - (3) その他

2. 「ヒト胚研究に関する審査専門委員会」を「ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会（仮称）」と変更し、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告
 - (2) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告（追加）
 - (3) その他指針の運用に関して厚生労働大臣が必要と認めること。

委員構成

1. ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会（仮称）
研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から構成する。
委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。※
2. ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会（仮称）
医学研究者（生殖補助医療等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。
委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。※

※ 厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条に基づく。

その他

両委員会はいずれも、文部科学省と連携を図りつつ行われるものとする。

ヒト胚研究に関する審査専門委員会 及び
ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会
の改変について(案)

(別紙)

